

大分県報

令和六年
三月六日
号外（二）
（水曜日）

（水曜日）

目次

条 例

大分県部等設置条例の一部改正……………
大分県公立学校情報機器整備基金条例の制定……………

○条 例

大分県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第一号

大分県部等設置条例の一部を改正する条例

大分県部等設置条例（昭和二十七年大分県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 学事に関する事項

第五条第二項第三号中「、青少年及び学事」を「及び青少年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（大分県いじめ問題調査委員会条例の一部改正）

2 大分県いじめ問題調査委員会条例（平成二十八年大分県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「生活環境部」を「総務部」に改める。

大分県公立学校情報機器整備基金条例をここに公布する。

令和六年三月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第二号

大分県公立学校情報機器整備基金条例

（設置）

第一条 公立学校における情報機器の計画的かつ効率的な整備を推進するため、大分県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（基金の管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。